

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員会専売事業に関する小委員会議録第七号

昭和三十三年十月二日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

小委員長 内藤 友明君

大平 正芳君 加藤 高藏君

井手 以誠君 石村 英雄君

神田 大作君

小委員外の出席者

議員 有馬 英治君

議員 川野 芳満君

議員 志賀健次郎君

議員 竹山祐太郎君

議員 平岡忠次郎君

議員 森山 欽司君

議員 山下 春江君

議員 村上孝太郎君

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

大蔵事務官(大蔵省)

本日の会議に付した案件

たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外三十五名提出、衆議第三四号)

○内藤小委員長 これより会議を開きます。

たばこ耕作組合法案を議題とし、審議を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。井手以誠君。

○井手小委員 公社側に、法案の審議に先だつて一言お伺いをしておきたいと思ひますが、このたばこ耕作組合法案の審議が進みますにつれて、組合側とそれから総合農協間にかんがひの意見の食い違いがあるようであり、農協側としては、やはり葉タバコ耕作は、農作物の一環として、いわゆる総合農協としての立場から多くの意見を保持しておるようであり、この法人化の法案に關して、最近各地で承るるところにより、タバコ耕作組合の方では、この法案を強力に推進する一つの手段として、かどうか存じませんが、これに反対する農協に対しては、信連の預金を引き揚げる、こういう空気が各地に起つておるようであります。私の方にも、最近二、三の投書と申しますか、通知と申しますか、そういうものが参つてきておる。葉タバコに要する肥料は、耕作者の意思によつて行へべきである、共同配合すべきである、こういう意見と、タバコ耕作組合に対して批判を行なつたというところのために、ある専売公社の出張所長、耕作部長が憤慨をして、そういうことであるならば、農協の預金は引き揚げる、こういう意向を漏らした、あるいはそういう動きが耕作組合にあるということを、私に言つて参つておるのであります。ここにもその一つの文書を持つて参つておりますが、その内容には私は立ち入りません。私は、こういうことは法案の審議を進める上においておもしろくない行動であると考えておるものであります。もちろん公社側がそうさせたとは私は考えません。しかし、今までのいろいろな情報なり実態から考えますと、あなたの方の公社の出先機関においては、あるいはそういう動きがないともいえないというふうには私は感じておるのであります。この問題について、公社側は、そういう反耕作組合的動きと申しますか、あるいは批判に對して、預金引き揚げの圧力を加へた、こういうことについて周知なさつておるかどうかが、もし御存じであるならば、どういふ対策を持つておられるのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。審議に非常な障害を来しますので、きょう見えておる公社側の最高責任者からはつきりした御答弁をお願いいたします。

○西山説明員 今回の耕作組合法案の審議の過程におきまして、農業協同組合側よりいろいろ御希望なり御意見が出ておることは、私も承知いたしております。またしばしばお話を受けておるのでありますが、われわれといたしましては、タバコ耕作も農家経営の一環でありまして、何と申しましても、農村における農業団体の中心は農協であり、従ひまして、タバコ耕作発展のために、ぜひとも協力を遂げ、相提并論して新業の発展をはかるべきものだと考えておりますので、今後ともできる限りお話し合いの上、完全なる了解を遂げまして、この法案が成立することを切望しておるのであります。従ひまして、ただいまお話を伺いました点につきましては、実はまだ承知いたしておりませんが、もしさうなことが一部の地域にあるといたしますならば、はなはだ遺憾とするところであります。まして、早急にそれらに對しまして、さういふ急ぎを感ぜぬまいように、あくまで円満にタバコ耕作、さらに農業経営が行われますように、あくまで注意を喚起いたしまして、御懸念のないように努めたいと考えております。

○井手小委員 公社側の立場としては、今の御答弁は当然であらうと思ひますが、動きがありますことは、これは事実であります。従つて、一つすみやかに、さういふ摩擦を生じないように、何らかの方法で処置をお願いしたい、次の委員会でもまたあらためてお伺いをいたしますが、すみやかにさういふ妙な空気の解消できるようにお願いをいたす次第であります。

そこで法案の審議に入りまして、この前から問題の、肥料を初めとする資材の共同購入、これについて公社側に承わりたいと思ひます。私はこの前の委員会におきまして、尿素化成は一袋農協においては五百四、五十円で配給できるといふことを申し上げましたところ、生産部長は、かねがね五百九十二円でございまして、最近若干、五円か幾らかは下げておるようであり、それが、さういつた値段は適正であるといふことを申されております。先般は、重ねて、もしさういふ安い尿素化成があるならば、また農協の取り扱ひタバコの肥料で非常に安いものがあるならば御指摘をお願いしたい、こういう聞き直つた御答弁もございました。そこで、私は、その後各地を回りました。調べました結果に基いて具体的にお尋ねをいたしたのであります。やはり私は、先般申し上げましたように、尿素化成は農協が扱ひますならば、五百四、五十円で配給できるといふ確信を深めました。先般も申し上げましたが、数年前の需給関係と違ひまして、尿素化成はかなりの生産量に達して、尿素、さういふことを考えますと、硫酸その他の原料、利潤から見ても、五百四、五十円ならば当然配給できるはずで、各地の農協においても、さういふ申し立てをしております。それからこれは岩手県の実態であります。苗床配合の肥料におきましては、組合の配給価格は五百二十円四十銭、農協の配給価格は四百四十四円、さらにこれを、葉タバコを耕作しております団体

方の指定設計に基づきました価格では、組合の配給では反当単肥配合が四千七百五十五円、これを農協で扱いますと四千四百七十二円、配合肥料におきましては、組合扱いが四千三十五円、農協の共同配合によりますと大体三千七百円という数字が研究された結果まとまつておるのであります。さらに熊本県におきましては、溶成燐肥が、耕作組合の取扱いは四千七百二十二円、農協の扱いは四千三百三十三円、油かすでは、耕作組合が千二百五十七円、農協の扱いが千五百十四円、尿素化成では、同じ熊本県であります、組合はいろいろな手数料を加えて六百三十円ないし六百四十七円で耕作者に渡しておるのであります。それが農協の扱いになりますと五百五十円、硫酸カリにおきましては、組合の配給では一千九百四十四円に對しまして、農協では八百五十四円、またその他の農薬、資材におきまして、神奈川県その他の調査によりますと、やはり軒並みに農協の取扱いが安いのであります。これは、決してまた聞きした資料ではありません。現地に行つて調べた、あるいは組合の領収書に基づいて調べた数字であります。私は、確信をもつてお尋ねできるのであります。そういうふうに、耕作組合の取扱いの肥料価格が、農協の扱いよりも高い。あなたの方の指定された成分に基く肥料の配給価格が、ことごとくさうに違ふ。反当にいたしますれば、おそらく一千元から一千四百円違ふ。これは岩手県の調査の結果であります。あるいは地方によりますと、もつと開きがあるかもしれません。こういうふうな、現在行われておる耕作組合の肥料価格について、なお専断公

社は、妥当な値段である、また引き続きこういふやり方が好ましいものであると考へられるか。ただいま生産部長は、この法案成立を切望すると自民党の提案に對しておつしやつておりますが、この価格の事実を御承知になつてのことでありませうか、その点をまずお伺いをいたしておきます。

の例を申し上げておるのではございせん。やはり農協青年部であるとか、そういうまじな団体の研究された、それぞれ実績をもつてつき合せて資料をもつて私は申し上げておるのであります。決して私は、信用ならないような資料ではないと思つております。そこで、若干議論にわたりますから、先に進みますが、従来耕作組合のやつておることは、こういふふうな、ものによつては、人によつては手持ちのものもあるにもかかわらず、反当の基準でもって配給される、それが農協の取扱よりも高い、そういう肥料がたふさんあります今日に、そのタバコ耕作組合というものを法人化して、しかも下級団体がきめたことであつても、上級団体がそれに異なる団体協約をした場合には、それに従わなくちゃならぬというのがこの第八條の第二項だと記憶しておりますが、そういうふうな書いてある。そうすると、末端の耕作組合で安く契約しておつても、肥料ばかりじゃありません。多くの資材の問題もそうです。末端のタバコ耕作組合では安く契約しておつても、上級団体が高く契約しておる場合には、上級団体の契約に従わなければならぬといふことをはつきり書いてある。そういうことになつて参りますと、今でも高いといわれてゐるこの葉タバコの肥料を中心とする資材——組合が強固に法人化されていく、団体協約もできる、そういうことになりまして、非難の焦点である高い肥料に對して文句が言えなくなつて参るのであります。今でも文句が言えない、少し文句を言つたといふので、お前の方はやめろ、こういう通知を受けたことを私

きこつたりやう方が好ましいものであると考へられるか。ただいま生産部長は、この法案成立を切望すると自民党の提案に對しておつしやつておりますが、この価格の事実を御承知になつてのことでありませうか、その点をまずお伺いをいたしておきます。

ととは相當困難であらうと考へます。また配合肥料のお話も出たのであります。が、これにつきましては、その主体をなすものは、菜種油かすその他の有機質肥料であります。従つて、これらの価格は、そのときどきの時価の変動によりましてある程度の開きがございします。また一括大量購入をいたします場合と、時期を見て少量を購入いたします場合とでは、価格においてある程度の開きがあることも通例でございします。で、一がい一部分の比較をもつて全体を類推するといふことは、いささか無理ではなからうかと考へております。ただわれわれといたしましては、現在組合がやつております共同購入につきましては、先般も委員会でお話し上げましたごとく、肥料委員会を設けて、その責任において種々調査検討の上、最も低廉にして品質の安心の置けるものを購入するという建前をとつておりますので、大部分の耕作者は、それに信頼をいたしておるものと考へておるのであります。なお明年以降につきましては、ただいま井手先生からのお話もございしたごとく、尿素化成等もすでに相當大量の生産が行われておるといふ現状でございします。従来購入方法とはいささか考へを異にいたしまして、それぞれ農連組合が教社を指名入札によりまして、最も低廉なる価格のものを購入する方法をとるようになつたと承知いたしておるのであります。漸次御希望の線に沿ふことと考へております。

す。ところが、私は事実がそれに逆だから申し上げておるのであります。ほとんどの耕作者——私は全部何万人もの耕作者に会つてはおりませんけれど、私が会つた何百人かの耕作者の意見といふものは、肥料が高い、単肥で手持ちのものもあるのに、どんどんといふゆる押しつけ配給をされておる、この肥料の高いということが一番の非難的なんです。あなたは、今比較の問題でどういふことをおつしやいたしましたけれども、やはり比較しなくてはわからぬわけですね。先般あなたは、私の質問に對して、何回も、尿素は適正な価格である、決して高いものではない、こう確信を持つておつしやつた。ところがただいまは、末端の方で調べてみよう、こういうお話でございします。どうもその辺に、あなたの自信がほんとうにおおりになるかどうか疑わしいのであります。あなたが今までお聞きになつたことについて、はさうであつたかもしれぬけれども、實際あなた方は、末端の實際というものを掌握なさつていないと思ふ。配給の過程において、いろいろ地区によつて違いがある、それはありましよう。また農協の取扱いかなり多いのです。しかし肥料の高い安いというのは、耕作者に幾らの値段で渡るか、農協の場合は幾ら、耕作組合の方は幾ら、その差額をさして農民は高い、安いといふのであります。やはり比較といふものは、そこにしなくてはならぬと私は思ふ。協定価格が五百九十二円だから、これならば大丈夫だ、そういう簡単なことでは済まされないのではありません。私は、決してたつた一つ二つ

きこつたりやう方が好ましいものであると考へられるか。ただいま生産部長は、この法案成立を切望すると自民党の提案に對しておつしやつておりますが、この価格の事実を御承知になつてのことでありませうか、その点をまずお伺いをいたしておきます。

ととは相當困難であらうと考へます。また配合肥料のお話も出たのであります。が、これにつきましては、その主体をなすものは、菜種油かすその他の有機質肥料であります。従つて、これらの価格は、そのときどきの時価の変動によりましてある程度の開きがございします。また一括大量購入をいたします場合と、時期を見て少量を購入いたします場合とでは、価格においてある程度の開きがあることも通例でございします。で、一がい一部分の比較をもつて全体を類推するといふことは、いささか無理ではなからうかと考へております。ただわれわれといたしましては、現在組合がやつております共同購入につきましては、先般も委員会でお話し上げましたごとく、肥料委員会を設けて、その責任において種々調査検討の上、最も低廉にして品質の安心の置けるものを購入するという建前をとつておりますので、大部分の耕作者は、それに信頼をいたしておるものと考へておるのであります。なお明年以降につきましては、ただいま井手先生からのお話もございしたごとく、尿素化成等もすでに相當大量の生産が行われておるといふ現状でございします。従来購入方法とはいささか考へを異にいたしまして、それぞれ農連組合が教社を指名入札によりまして、最も低廉なる価格のものを購入する方法をとるようになつたと承知いたしておるのであります。漸次御希望の線に沿ふことと考へております。

の例を申し上げておるのではございせん。やはり農協青年部であるとか、そういうまじな団体の研究された、それぞれ実績をもつてつき合せて資料をもつて私は申し上げておるのであります。決して私は、信用ならないような資料ではないと思つております。そこで、若干議論にわたりますから、先に進みますが、従来耕作組合のやつておることは、こういふふうな、ものによつては、人によつては手持ちのものもあるにもかかわらず、反当の基準でもって配給される、それが農協の取扱よりも高い、そういう肥料がたふさんあります今日に、そのタバコ耕作組合というものを法人化して、しかも下級団体がきめたことであつても、上級団体がそれに異なる団体協約をした場合には、それに従わなくちゃならぬというのがこの第八條の第二項だと記憶しておりますが、そういうふうな書いてある。そうすると、末端の耕作組合で安く契約しておつても、肥料ばかりじゃありません。多くの資材の問題もそうです。末端のタバコ耕作組合では安く契約しておつても、上級団体が高く契約しておる場合には、上級団体の契約に従わなければならぬといふことをはつきり書いてある。そういうことになつて参りますと、今でも高いといわれてゐるこの葉タバコの肥料を中心とする資材——組合が強固に法人化されていく、団体協約もできる、そういうことになりまして、非難の焦点である高い肥料に對して文句が言えなくなつて参るのであります。今でも文句が言えない、少し文句を言つたといふので、お前の方はやめろ、こういう通知を受けたことを私

きこつたりやう方が好ましいものであると考へられるか。ただいま生産部長は、この法案成立を切望すると自民党の提案に對しておつしやつておりますが、この価格の事実を御承知になつてのことでありませうか、その点をまずお伺いをいたしておきます。

ととは相當困難であらうと考へます。また配合肥料のお話も出たのであります。が、これにつきましては、その主体をなすものは、菜種油かすその他の有機質肥料であります。従つて、これらの価格は、そのときどきの時価の変動によりましてある程度の開きがございします。また一括大量購入をいたします場合と、時期を見て少量を購入いたします場合とでは、価格においてある程度の開きがあることも通例でございします。で、一がい一部分の比較をもつて全体を類推するといふことは、いささか無理ではなからうかと考へております。ただわれわれといたしましては、現在組合がやつております共同購入につきましては、先般も委員会でお話し上げましたごとく、肥料委員会を設けて、その責任において種々調査検討の上、最も低廉にして品質の安心の置けるものを購入するという建前をとつておりますので、大部分の耕作者は、それに信頼をいたしておるものと考へておるのであります。なお明年以降につきましては、ただいま井手先生からのお話もございしたごとく、尿素化成等もすでに相當大量の生産が行われておるといふ現状でございします。従来購入方法とはいささか考へを異にいたしまして、それぞれ農連組合が教社を指名入札によりまして、最も低廉なる価格のものを購入する方法をとるようになつたと承知いたしておるのであります。漸次御希望の線に沿ふことと考へております。

の例を申し上げておるのではございせん。やはり農協青年部であるとか、そういうまじな団体の研究された、それぞれ実績をもつてつき合せて資料をもつて私は申し上げておるのであります。決して私は、信用ならないような資料ではないと思つております。そこで、若干議論にわたりますから、先に進みますが、従来耕作組合のやつておることは、こういふふうな、ものによつては、人によつては手持ちのものもあるにもかかわらず、反当の基準でもって配給される、それが農協の取扱よりも高い、そういう肥料がたふさんあります今日に、そのタバコ耕作組合というものを法人化して、しかも下級団体がきめたことであつても、上級団体がそれに異なる団体協約をした場合には、それに従わなくちゃならぬというのがこの第八條の第二項だと記憶しておりますが、そういうふうな書いてある。そうすると、末端の耕作組合で安く契約しておつても、肥料ばかりじゃありません。多くの資材の問題もそうです。末端のタバコ耕作組合では安く契約しておつても、上級団体が高く契約しておる場合には、上級団体の契約に従わなければならぬといふことをはつきり書いてある。そういうことになつて参りますと、今でも高いといわれてゐるこの葉タバコの肥料を中心とする資材——組合が強固に法人化されていく、団体協約もできる、そういうことになりまして、非難の焦点である高い肥料に對して文句が言えなくなつて参るのであります。今でも文句が言えない、少し文句を言つたといふので、お前の方はやめろ、こういう通知を受けたことを私

はここに資料を持って参っておりますが、そういふことが、さらに私は強くなつてくると思う。ここに一番の問題がある。このたばこ耕作組合法案で一番問題なのは、この肥料の問題、組合の接待を中心とする組合費の問題——私は組合の内部については、各地の耕作組合の決算書、予算書を持って参っております。これはあとで公社側とも、あるいは提案者とも十分質疑応答を重ねていきたいと考えております。こういう状態でありまして、このままの事態で法人化すること、いいかどうか、これを、私はこの機会に提案者にお尋ねをしておきたいと思う。

○西山説明員 たいはいお話の中に、多少誤解もありのように考えますので、一言申し述べておきたい。適正であるというのを先般申し上げておりましたのは、メーカーが現地の着駅渡し価格のことを言っているのではありません。先程末端価格についてはなお現在調査中でありまして申し上げましたのは、それはまた別の価格でございます。その点は御了承いただきたいと思つたのであります。なおまた、耕作者が要らない、希望しない肥料を無理に組合が押しつけるということ、は、われわれとしても考えておらないところでありまして、組合は、まああらかじめ個々の耕作者につきましてその希望量を徴して、取りまとめたものについて購入の計画をいたしていると考えております。またそうすべきものと考えますので、御指摘のごとき場合がかりにあるといたしましたならば、それは行き過ぎであり、間違ひであります。本筋はさうなものではないといふことを御了承いただきたいと思つております。

○森山欽司君 御質問の要旨を整理すると、おそろく葉タバコの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入をする、それについて第七條の独禁法の適用除外もやつてゐる、さらにまた第八條第二項の団体協約もできるということになる、しかし買入肥料の値段が高くなる、これは困る、という、こういうお話しではないかと思つたのであります。もしそうであるといふならば、井手委員が言われるように、タバコ耕作組合が組合員に配付しております肥料の値段が農協よりも著しく高いというやうなことが一般的であるならば、これは相当考へてみなければならぬことである。また市価よりも非常に高いことをやつてゐるというのであれば、これも十分考へ直してみなければならぬことではないかと考えられるわけですね。独禁法の適用除外というものは、できるだけ安い価格で手に入れたという趣旨であり、また団体協約の締結という趣旨も、同じやうな趣旨からあります。しかし前提としておられるタバコ生産上必要な肥料その他の資材の共同購入の価格というものが、果して一般の市場価格より高いかどうか、一般的にさういふことが言えるかどうか、さらにまた、農協から買入よりも果して高いといふことが一般論として言えるかどうか、これについては、私は遺憾ながら所見を異にしていると申し上げるはかないのでございます。実は、この小委員会等におきまして、さういふやうなことでいろいろ今まで問題になつてきましたので、私

も郷里へ帰りまして、一体どんな状況だらうといふやうなことを調べたわけでございます。直接農協との関係といふことも、一般市場価格との関係、タバコ耕作組合を通じて買入のと、一般の市場から買入のと、これは間接的には農協を含めてということにもなりまして、さういふ面を含めて、タバコの組合から買入の方が値が高つくといふことであると困ると思つて、私の郷里のある組合から資料をとつて聞いてみたわけでありまして、たとえば葉タバコの場合でございます。昭和三十一年度には共同購入の単価、これは耕作組合では、買当り百三十二円八十銭、市場の単価が百三十八円、差額は五円二十銭安といふやうなことになる。昭和三十一年度は、共同購入の単価、買当り百十六円二十銭、それに対して市場の単価が百二十円、右の差額は四円八十銭安、昭和三十一年度で申しますと、共同購入の単価は、買当り百二十五銭、それに対して市場の単価は百五十五銭、右の差額は三十銭安といふやうなわけであり、耕作組合の方から買入の方が市場よりは安いといふやうな数字、それが葉タバコ、油かす、綿実かす、硫酸かす、過燐酸、苗床配合、脱脂かす、尿素化成、苗床用ピニール・シート、苗床用布製テント、乾燥用ピニール・シート、乾燥用布製テント、乾燥機といふやうなものについて、調査資料等も私得ておるわけでありまして、これによりまして、タバコ耕作組合の方から買入の方が、少くも市場の単価よりは安値に買つておるといふふうに私も聞いておるわけでありまして、さらに農協等の関係につきましても、できるだけ農協を経由しようといふ努力をしたが、し

かもなお農協から適当な価格で手に入ることができなくなつて困つたといふやうな具体的な例も、私ども手に入れたおるわけでございます。一々具体的に申しますことは差し控えますけれども、さういふ面もやはり他方においてはあるわけでありまして、実態として、それでは一体どうだろうかといふことが問題にならうと思つております。私は、井手委員の御調査が全く誤りであるといふことを申し上げるわけではございません。しかし、井手委員の御調査が一般的なものであるといふふうには私どもは考へておらないわけでありまして、少くもタバコ耕作組合として独自の仕事をしていくといふことになりますれば、それだけタバコ耕作組合員に経済的にも利益するところがなければならぬ、肥料もできるだけ安く買つて組合員に分けなければならぬ、さういふことについては、全く同感でありまして、一般的にいへば、さういふふうに言つていいのじやないか、私はさういふ見解を持っておりますのであります。

○井手小委員 提案者がお示しになつた今の価格、私は特定の価格ではなくして、一般的な価格を申し上げておるので、高い市場価格よりもあるいはお話のように安いかもしれぬ。しかし、農協の価格よりも耕作組合の価格が高いといふことは、私の調べたところでは事実なものです。やはり安いものを買わせる、同じ成分のものであるならば、安い方を購入する方が正しいと思つた。なおまた生産部長から、誤解のないやうに御説明もありましたけれども、私が申し上げておるのは、やはり

う価格は、硫酸その他の利潤を参考にとりましても高過ぎる。協定価格そのものが高過ぎるというところ、それが第二点、それから耕作組合の末端の配給価格が農協よりもずっと高いといふこと、それは、非常に手数料といふものが幾重にも加えられておる、金利も加えられておる、さういふことで非常に高いといふことを私は申し上げておるのであります。協定が市場よりも高い、問題の末端の配給価格も高い、さういふやうに両方とも高いといふことを、特に誤解のないやうに申し上げておきたいと思つております。そこで、私はこの際生産部長にお尋ねをいたします。あなたの方には、現在の耕作組合、あるいはこれを指導しておる公社側に都合の悪い意見といふものは、あまり入らないと思つた。世話になつておる人に、たとえば会社の社長であるとか、あるいは資本家とかに下の方の部下から、さう悪い資料といふものは出さないのが普通なんですか。おそろくあなたの方には、末端のいろいろな不平、不満とか、あるいは意見といふものはあまり聞えていないと思つた。いろいろな問題が提示されると、これを弁解される資料は提出されるかもしれないけれども、末端の意向といふものは、ほとんど私は反映されてないと思つた。私も各地をこの足で歩いて調べたところでは、肥料の高いといふことは、どこでも同じことでございます。一致した意見なんです。だから、私はここであなたにお尋ねを申し上げます。農林省の指導に一番の中心問題になつておるわけですから、だから組合が扱わなくとも、これ

は自由は本人の意思によつて、組合に申し込もうと、あるいは農協に申し込もうと、どこでも取り扱えるように、この機会に一つお交えになつたらいかでございませうか。幸いあなたも認めになつたように、最近尿素化成なんかの生産も上つておりますから、そう供給関係が窮乏ではございせんので、一つあなたの方の基準だけはあくまでも強く固く守らせる、そのかわりどこから買つてもいい、安く買わせることがいわゆる耕作者の地位を安定向上させる道でもございませうし、また本案の趣旨でもございませうので、そういうふうにお交えになつてはいかがでございませうか、そういう勇気がおありになりますか、この点をお伺いいたします。

○西山説明員 尿素化成の価格の問題につきましては、あまりにしばしば話題に上つておりますので、これ以上申し上げることは差し控えたいと考えますが、先般来申し上げております価格は、生産費並びに適正と思われる程度のマージンを加えた価格でありまして、現在におきまして、これが高いものとは私個人は考えておりません。ただ、今先生のおっしゃいました、もっと安いものがあるという点につきましては、具体的にお話を伺いせん限り、私といたしましては、今申し上げること以外に申し上げることはないのではありません。

なおまた今後のあり方につきまして、先ほど申し上げましたごとく、尿素化成につきましては、今後県連合会が主体となつて、指名入札によつて、最も適正妥当なる価格の製品を購入するという建前をとることに、明年作より改めたように承知いたしております。しかも、また原則的には、肥料を使用する耕作者個人の意思が反映しなければなりませんので、いかなる方法により、あるいは数量はいかにするかというふうなことにございましては、耕作者組合の總會等の機関におきまして、耕作者全員の意向に従つてこれを決定いたしますのが、最も妥当なものと考えておるのであります。

○井手小委員 価格については、私も申し上げません。私は、公社として、そういう答弁で済ませるはずはないと考えております。事実をあげて申しますならば、たとえば協定価格について、ほかの商品のいろいろな利潤と比べて、ほんとうに適正であるかどうかという資料を出すべきである、ただ自分の方は適正だということだけで、委員会の答弁として、私はそれでは納得できないと思ひます。また私は、事実をあげて末端の配給価格を申し上げておりますが、これは今から調べるという。意見が違ふということでは済ませるものじやございせん。しかし、これは監理官も見えておりますから、この点については、監理官にお尋ねをいたしますからあとに譲ります。そうすると、あなたの方では、耕作者組合が總會で定めるから自由だ、こういうことをお答えになつております。それは自由かも知れませんが、しかしこの法案については、また別個の立場があるわけでありませう。もし本人の意思に沿わないものであつても、この耕作者組合法案によりまして、団体協約ができる、強力なこれは統制ができるのであります。もう一ぺん繰り返しますが、私がこれほど事実をあげて申し

まして、組合の方がやるのだから、私の方は知らないのだ、こうおっしゃいますけれども、それよりも、やはり生産がこれほどゆつくりになつて参りましたならば、本人の自由をさせるよりなことが私はいのじやないかと思ひます。片一方で安いものがあるという資料を私どもが出した以上は、自由にさせるという行き方の方が正しいと思ひますが、いかがでございませうか。組合の意思だ、組合で勝手にするのだ、しかし組合のやるのが高い、こういう事実がたゞさんありますならば、やはり自由にさせるという方向に組合を指導なさることが、公社側の務めではありませうか、これを伺ひます。

○西山説明員 購入に際しまして、耕作者本人の意思を尊重するということは、原則であると私考えております。従ひまして、耕作者の大多数が個人のことに購入することが最も望ましいといふことであるならば、組合といたしまして、あえて共同購入をするはずはないと考えるのであります。これがまた、今日の民主的なあり方であらうかと考えますので、御心配の点は、まずないのではないかと考えております。

○井手小委員 そこで、私は監理官にお尋ねをいたします。監理官も、当委員会に何回も御列席になつて、現在この肥料を初めとする資材の配給などについて、私が申し上げたことと公社側の答弁については、すでにお聞きになつておると思ひます。こういう質疑応答の中で、公社という立場と弱い耕作者の立場を考えると、今の公社のあり方、やり方というものがそのままでいいかどうか、いろいろあなたにお

尋ねいたしますけれども、まずその点から……。たとえば、価格の問題は適正であると言つておる。そういうたゞことで、なお公社側は検討すべきものであるというようにお考えになつておるかどうか。ただ適正であるということだけでいいものかどうか、そういうことを含んで一つ御答弁をお願いいたします。

○村上説明員 お答え申し上げます。第八条の資材の共同購入、この権限を、新しくできます法人化された耕作組合に与えて、それを第七条で独占禁止法の例外とする、この点が一番現在の争点になつておるようでございす。いろいろこまかい事実を足でお集めになつた井手委員の御研究には、敬意を表するわけでありますが、その事実の問題につきましては、先ほど生産部長からお答えした以上のことは申しかねるのでございすが、その事実とこの法律のこの二つの条文がどういう関係にあるかといふことにつきまして、まず私の立場から申し上げたいと思ひます。

こういうふうな事実があるかどうか、こういう問題から、第七条で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の除外をすることが、かえつて組合に耕作者に対する強い統制力を与えることになつて、弱い耕作者をいじめることになるのではないかという御質問については、私は、法律的な議論からはそれはならぬと思ひます。これは、法制通の井手さんのことでございすから、先刻御承知の上での御質問かと思ひますが、実は第七条の独占禁止法の問題は、組合と組合員との関係のものではございせんので、組合と大きな肥料商、あるいは大

きな肥料メーカーとの関係を律するものでございす。御存じのように、自由競争ということが資本主義経済の原則になつておりますが、その場合に、弱い耕作者が肥料を買います場合に、一人々々の弱い耕作者と大きな肥料メーカーとか肥料商との関係では、どうしても弱い耕作者の方がいろいろの立場の力から押されがちなものである。そこで、弱い耕作者に團結の力を与えようというのが、それが第七条の趣旨でございす。普通の企業が團結することにつきましては、これは独占禁止法に引つかかるのでございすけれども、弱い耕作者に対しては、團結してよろしい、この團結権を組合の理事者なり何なりが、この法律で本来考えておりますような方向に使はず、かえつて逆に組合員をいじめるといふふうな方向に使つたといふ場合は、これは理事者の問題であつて、こうした法律によつて弱い耕作者に團結権を与えんとする法律の趣旨そのものを否定することにはならぬのじやないか、私はこう考へるわけでありませう。非常に足の弱い人がいて、自転車に乗せられたけれども、ハンドルの切り方が悪いからなかなか早く走れない、これはハンドルの切り方を教えるべきであつて、それが長い目で見ますときに、耕作者という弱い立場が、大きな肥料商とか肥料メーカーと對抗して、肥料の購入計画をきめます場合に、結局耕作者のためになる、こういうふうなことをわけでありませう。ただ、先ほどおっしゃいましたように、しかしそういうふうな理事者もおる世の中だから、その権限をうまく使つか、よく監視しろという御意見

には、私も非常に賛成でございますけれども、法律はそういうことでありうけれども、事実上組合が組合員に対して統制力をふるっておるというこの事実をどうするかということに對しましては、確かに専売公社はその組合に對して、七条の趣旨が本来の目的のために使われるように監視すべきであらうかと思ふのでございます。一体、組合員が組合のきめた値段に不服の場合にどうするんだ、この法律にはちゃんとあの条文で、脱退、加入が自由だということを書いてございまして、すべての協同組合法の規定にございまして、それに、そうした場合に組合員を保護するための立法でございまして、組合員が不満な場合には、加入脱退ということによって、この組合員に對する組合の拘束力に對しては、法律はちゃんと準備してあるわけでございます。従つて、今井手委員がおっしゃいましたような事実の問題に對しては、一応法律的には、すべての理屈が通るようになつておると思ふのでありますが、ただ現実の問題としてそういうことがありまして、それは、先ほど生産部長が言いましたように、この法律の趣旨そのものが安い肥料を買わせるためにできておるわけでございますので、その法律が存在して、なおかつそういうふうな高い肥料を購入しなければならぬというふうな事態があります場合には、この法律にちゃんと用意してございまして、安い肥料を買うようにすればいいんじゃないか、またそういうふうに専売公社としては、この法律ができておる。監視すべきだ、こう考へております。

○井手小委員 監理官のお話は、それは一般論であります。ハンドルの切りようだ、ハンドルが反對の方に向つておるから、私は事実を指摘して、これではいかぬじゃないか、これを監視すべき公社の立場としては、そういうことがいかにどうか、耕作組合を無条件で自分の下級機関から外郭団体のようにかばつていくこの態度がいかにどうか、あなたがたのおつしやつた、組合を監視すべき立場にある公社の態度として、このやり方がいかにどうか、こういう公社を監視なさるのが、私はあなたの任務だと思ふ。そこで私があなたにお尋ねをしておるわけです。なるほどこの法律案としては、一応の体裁は整つております。また耕作者というものが、タバコ耕作者ばかりではございせん。農民も全部が団結権を持つて交渉するということが、私は正しいと思ふ。そういう意味で、私はむしろたばこ耕作法というものは、あつていいと思うのです。あるべきだと思ふのです。しかしその内容と、先般来いろいろおつしやつておつた中身の問題、そして今の耕作組合という実態がどういふものであるか、ほんとうに自主的な団体なのか、あるいは専売公社の補助機関と申しますか、あるいは外郭団体と申しますか、あるいは御用団体と申しますか、そういうた組をさらに強めることがいかにどうか、私はそこに一番の問題があると思つております。それは、法律案として出された以上は、法制局で検討しておりましたように、提案された議員も優秀な人ですから、一応の体裁が整つておることは私も承知しております。ハンドルが反對の方に向いておる、これを管

理すべき今の公社の態度として、利潤があまり高過ぎはしないか、末端の配給が高過ぎはしないか、こう私が指摘しておることに對して、それが適正でございまして、この公社側の態度がいかにどうか、それを、公社側を監督すべきあなたの見解を私は承わつておるのではありません。法律案の体裁はどうかというだけではございせん。それは、ほかのものに比べて利潤が高過ぎはしないかと言つた、それに対して、適正でございまして、その答弁、あるいは民主的、自主的であるべきはずのタバコ耕作組合に對して、あなたも現在は、専売公社の下部機関と申しますか、御用機関と申しますか、そういう実態になつておる。今までの御答弁を聞いて、大体おわかりであらうと思ふのです。まるで耕作組合のお話をなさるような答弁なのです。そういうあり方がいかにどうかということをお、あなたにお尋ねしておるわけだ。

○村上説明員 生産部長が耕作組合を非常にかばつておるといふその行き方がどうかという問題でございまして、生産部長必ずしも何から何までかばつておるわけではないのでございまして、ただ適正であるかどうかという事、たまたま問題につきましては、これはいろいろ資料を集めて、ほんとうにそのうした事実があるかないかということをはなれまして、正確な事実に基づかず、どつちかに偏がつくことを発言せねばならぬということになりますと、何十年來の伝統で、お互ひに毎年の天候を心配しながらタバコを作つてきたという生産部長と組合の關係から申しますと、それは、やはりはつきり事実がわかつて、これはどこに出しても間違いないところまで資料が整備いたしました。と、やはり偏がつくようなことは言えない、これは私もわかつておるのではありません。ただこの前も、大平委員から御指摘になりましたけれども、非常に専売公社の葉タバコ耕作に對する指導というものは、きわめて濃厚をきわめておられて、一方においては非常にほめられることかもしれせんけれども、いささかしこめの深層というところもあるように私は聞いておりますので、そういう何か無批判に、それがいいと思ふからこうやれというふうな、そういう強引な指導をせずに、こういう民主主義の時代でありますから、自分はいかにいかにふうな基準で肥料をやつて、こういう品質の肥料をやつたならば、タバコはよくできると思ふというところをアドヴァイスするといふ程度で、もつと耕作者に対する指導のやり方を自由な空氣の中でやるべきではないかというところは、私は前から生産部長とも話し合つておつた。生産部長も、その説には非常に賛成なのであります。ただ、先ほど申し上げましたような末端におきましては、何十年來とも天候を悲しみ、喜んできたような關係から、技術者として、これは自分が自分の思うところだと思つて、それをしやにむに押しつけるというふうなことも、必ずしも全然なかつたというわけではないのでございまして、これからは、もつと自由なやり方でやらすべきたというふうに私も思つております。

それから生産部長が先ほどから答弁になつておられますところを、私ははたで聞いておまして、井手委員のおつしやるふうなふうに聞えたのかもしれませんが、現実には、そういう意味ではないのでございまして、生産部長の立場からすれば、精一ぱい、たまたまそこはただだし、いいところはよしとするといふふうな態度で御答弁申し上げたと思ふのでございまして。

○井手小委員 はなはだおもしろい深層の話を聞きました。が、(笑聲) 醜いおばあさんからあまり迫りかけられるといふやなものでして、(笑聲) これはあなたがたのおつしやる通りだろと思ふ。そこで、過ぎたるは何とかと申しますけれども、ほどほどにすべきだと思ひます。それで、私は、生産部長がどういふことにより別に非難しようと思つてはおりません。公社のために、あるいは生産指導に一生懸命努力されておることは私も認めております。ただ肝心の点は、末端の耕作者のほんとうの氣持といふものを御存じないのではないか。この虎ノ門のあつておつては、末端で汗水たらして働いておるその耕作者の氣持がわからぬと思ふ。だから、私は申し上げておるのです。私は、なまなましい肥料のおいを持つてここで申し上げておるのです。虎ノ門の電車の音で私は申し上げておるのではないでございせん。

そこで、監理官に私は重ねて申し上げておきます。あなたは、加入脱退が自由だ、だから、いいのではないかとおつしやる。そんな簡単なものだとお考へになつておられますか。今の専売公社にちよつと文句を言へば、お前、来

年からやめると言われる。この弱い耕作者の立場、あなたも先刻お認めになった弱い耕作者の立場、それで加入脱退が簡単にできますか、これをお尋ねいたします。

○村上説明員 私は今申し上げたのは、法律の条文が、そういうふうな協同組合組織については、全部なっているというのを申し上げたのでございませう。実際の問題についてはどうか、要するに法律というのは、すべていいことを理想として、そのために作られておるわけではございまして、それをどう運用するかというところは、その法律によって作られた組合の理事者なり、あるいはその法律の運用について関係しておられます人たちの善意と研究によるわけではございまして、こういう民主主義の時代で、こういうふうな機会がたたくさんあるわけではございまして、従って法律の備えられた手段だけでうまくいくかいかないかというところについては、絶えずいろいろの方面から御批判をいただいております。私はいまよく運営されていくのではないかと、こういうふうにお尋ねしております。

○井手小委員 監理官に対しては、またあとでいろいろお尋ねいたしますけれども、もう一つ申し上げておきたいことは、法律論と実際論とは別だ、法律というものは、やはり体裁が大事だ、こういうふうにはお聞きしたのでありますけれども、しかし多くの法律が実際にやられてきたことで、どうもやってみると、今まで通りではない、これをもう一つ直すべきではないか、あるいは統制の問題について、もっと強化すべきではないかと

いうことも起るでございませう。そういうふうには、今までやってきた実績にかんがみて法律を作ったり、改正を行つたのが、私は今の法律の建前だと思つております。だから、一番大事なものは、現在の実際がどうか、特にこういうたばこ耕作組合法案というふうなもの、今までの耕作組合のあり方をよく検討して、そこを基礎として法律を作らなければならぬと私は思つております。だから、法律と実際は別だということではいけません。私は、あえてあなたに答弁を求めようとは思いません。実際と法律とは別だということではなくて、実際やってきた結果、こういう法律を作らなくちゃならぬ、こういうふうな法律を改正しなくちゃならぬという行き方がほんとうであるというところを、私は申し上げておるので

あります。あまり肥料問題ばかり申し上げますと退屈ですから、提案者の御趣意を休まして、先に進みたいと思つて、先で終つたわけじゃありません。進みますが、次は、先刻ちよつと申し上げました組合費の問題です。私は、各地の耕作組合の予算書などをついて参りました。あなたも先般ここで言明なさつたように、全国平均の反当組合費は千七百円、おそろくあなたも、これも適正だと御答弁になるかもしれません。その予算書の中に――これは、全国に何百何千ある組合全部の予算書をとつたわけではありませんが、あちらこちらの組合の予算書を調べた結果は、ある組合におきましては――これは、三町村を管轄する出張所単位で組合だと思つておられます。この組合の予算書によりまして、総額が

九百万円に對しまして、事務費が四百十五万円にかつておる。その多くは、雑給とかなんとかいふような名目がついておられますが、公社側の接待費として組まれておる。肥料が高いのと多くの接待費が使われていることは、どこでも言われることです。これをあまり申し上げますと、あなたの方も少し工合が悪いかもしれません。事業費もなるほどございませう。しかし私がここで申し上げるこの予算書によると、事業費よりも事務費の方が高いのです。しかも事務員というものは、二、三人しかおりません。そういうところで、四百五十万円の事務費がどうして要るか、こういう交際費とか接待費と考えられるものがあつたらぬと、款項に盛られておる。私は五月十八日、広島の軒の浦において、二人に七万四千円の接待が行われたことを申し上げました。それを一々あなたにたゞそうとは考へておりません。しかし、こういうふうな組合費といふものが接待費に食われておる。なるほど事業費も組まれております。しかし事業費は、奨励費として、単位組合とか、あちらこちらに配つてあります。この接待費に非常に多く組まれておる予算書を御承知になつておるかどうか。

それから先刻あなたもお認めになつたように、組合は、こういう資料の取扱いをして、手数料をかなり取つておるのであります。そういうものが、どの予算書を見ても取支計算として予算書に載つていないのです。これがどうなつておるかについて、あなたは御承知になつておられますか、これを私はお尋ねいたします。

では、公社が組合の経理の監督を認められておられますのは、支出いたした補助金、あるいは交付金の範囲に限られておるのであります。従つて組合総経理、経理の全般についての監督をなし得ない実情でございませう。従いまして、その実態については十分承知いたしておられますが、組合の性質から申しまして、あくまで事業本位であり、耕作農民の利益を増進するためには組合費が充てらるべきものであることは、申すまでもないのであります。従いまして、お話のとき接待費等につきましては、できる限り削減する、圧縮すべきが当然と考へるのであります。ただその実態につきましては、ただいま申し上げたごとく、十分公社において把握いたしておられません。しかしながら、機会あることにわれわれは組合幹部に對し、さうなものの削減に注意を喚起いたしておるのであります。従つて、實際問題といたしましては、ときに例外がないでもないかもしませんが、全般といたしましては、御心配のときはなほだしいものはないと思つております。

○井手小委員 お話のようなのは、なにと信じておられますが、あなたは、補助金とか、専売公社の金と直接関係するものについては責任がある、そのほかのものは知らない、こうおっしゃいます。それじゃ、予算は見ずに、その分だけ御調査になる、監督なさるわけですか。

また手数料につきましては、今日組合の共同購入の実態が、いわば一種のあつておるものであります。手数料を取らないのを建前といたしておるのであります。従つて、さうなものがあつたらぬと考へておらないのであります。また資料の購入につきましては、組合の予算経理におきまして、特別会計にいたしてゐるのが通例であります。従いまして、公社といたしましては、特別会計の経理につきましては検査をするというふうなことは、これまでいたしておらないのであります。

○井手小委員 肥料の問題では非常に詳しいのですが、組合の内部については、あまり御存じないようです。まあ、さうおっしゃればさうかも知れませんが、しかしおかしなような気がいたします。肥料問題では、非常に答弁の用意のようですが、組合費の内容については、あまり御承知ない。しかし組合の運営がどうかというところは、私はこの法律案はいいものである、成立を切望してゐるというあなたの立場から考へると、組合がどういふ取支計算で運営してゐるかというところは、自分の権限でないからといって、私は知りませんというべきではないと思つて、あなたのお出しになる補助金がどう適正に

交付されているか、使用されているか、この場合には、やはり予算書を見て初めて適正に使えているかどうかということがある。ほかのは伏せておいて、交付金が幾ら、支出が幾ら、それだけ見ればなるほど差引ゼロになっているかもしれないけれども、その交付金あるいは補助金の交付が適正に行われているかどうかというところは、予算全体を検討しなくてはわからぬと思う。また予算全部を十分検討していかなければ、ほんとうに堅実な耕作組合であるかどうかからぬと思う。あなたが信じているということであれば、これを検討した上でなければ信じることがはならぬと思う。ほんとうに御存じなのですか。

○西山説明員 ただいま井手先生のおっしゃいましたことは、ごもつとも思うのでありますが、従来ともわれわれといたしましては、さらに積極的に組合経営の内容なり実態を調査把握したい希望を持っております。ただいま申し上げたとき法令その他の関係からして、立ち入った調査をいたしておりません。しかしながら、それであるだけに、今回の組合法案におきましては、五十七条に、公社がある程度の監督をなし得る規定が挿入せられておるのであります。これによりまして、もし肥料の購入その他資材の購入等におきましても不正な取扱いがされておる場合には、積極的にこれを調査、指摘し得る道が開かれることになりす。今後は御希望の線に沿うことができるかと考えております。

○井手小委員 十二時にもなりました

ので、この組合の運営内容については、午前中はあまり深く掘り下げて申し上げることはできないわけでありますが、なるほど五十七条でございますが、今度の法律案によりまして、運営を監督、監督できることになっております。それでは、今までは何らそういうことはできなかったか。もう一ぺん繰り返してお尋ねいたしますが、この予算書というものは、予算書全体を見なくては、交付金なり補助金なりというものの交付が適正に行われたかどうかというところは、わからぬはずだと思ふのですが、そこだけ見て、交付金をたとえ百万円もらつて百万円出した、それだけで適正なものだとお考えになっておられますか、それが第一点。

それからあなたは、手数料は、組合はあつせん者であるから取つてはならないものだ、こう言明されました。そうしますと、取つておつたらどうなりますか。従来の組合は、私の調査では全部取つておると思つておりますが、そういう場合には、どういふふうにお考えになりますか。午前中はこの二点だけお伺いしておきます。

○櫻園説明員 第一点の、耕作組合に對します公社から交付する交付金でございますが、この点につきましては、御承知の通り補助金適正化に関する法律がございまして、公社の方が一定の事業を指示するのですが、これに對して、耕作組合の指示を受けました団体の方から、そういう指示の事業についてはこれくらい経費がかかりますというところで、経費の申請書が公社の方に出てくるわけでありまして、その申請書を見まして、公社の方では、交付金

の交付額を決定し並びに交付するといふような手続になっておりますので、公社自身といたしまして、組合の全体の予算につきまして監督する権限といふものは一応与えられていない。現行法の問題としては、二十五条については、団体のことを規定しておるだけでありまして、それらの団体に対する会計監督なり、あるいは会計監督の規定といふものは、現行法の場合には全然織り込んでないわけでありまして。従いまして、先ほど生産部長が答弁いたしました通り、補助金、交付金に関する法律に根拠をもちまして公社が監督権限を行使する。その場合におきましても、耕作組合のすべての経費まで監査権をもつて監督するということは、行き過ぎになりますので、事業の対象になった交付金だけにつきまして監査権限が発動されるのじやないか、かように考えるわけでありまして。

それからもう一点の手数料の問題でございますが、現在各耕作組合で手数料を徴収いたしておる組合におきましては、おそらく一般会計と資材会計と分離いたしておりまして、さればただいま井手先生がおっしゃいましたような手数料をとつておる組合におきましては、資材会計を別途作成いたしておきまして、資材会計の方の収入に入れておきまして、全体でバランスをとれるように――バランスをとるといふよりも、むしろ一般会計と資材会計と別にしておきまして、そういうような手数料をとつておられます場合には、資材会計の方に手数料を繰り入れていいのじやないかというように考えております。

○井手小委員 そうすると、一般会計ではないけれども、資材特別会計には手数料の受け入れ、支払いがあるということですが、生産部長の言葉によりますと、今までの耕作組合は、資材のあつせん団体であるから、手数料をとるべきでないという鉄則をお示しになりました。その鉄則があるのに、会計簿を別にすればとつていいということになるのですか。

○西山説明員 先ほど申し上げましたのは、私の言葉が足りませんでした。現在組合が共同購入をいたしておるものは、その実態は一種のあつせんに近いという意味のことを、言葉が足りませんので、さように申し上げたのでありますが、必ずしも絶対に手数料をとつてはならないという建前にはなつておらないと承知いたしております。

○井手小委員 ほかに関連があるようです。私、この事実だけをもう一つ申し上げて終りたいと思つていますが、ただいま申し上げましたある耕作組合の予算九百万円のうち、事務費が四百十五万円、その他に雑給、雑費として百十五万円見えてある、ほとんどが交際費であり、まかない費である。こういうのは、ほかの予算書を見てもほとんどそうなんです。それから協賛費といふようなものがある。これはあとで聞きますけれども、協力費といふような名目で、いろいろな名目で、どうも接待費ではないかと思われるような項目があつちこつちにある。予算については関知しない、監督すべき立場ではないとおっしゃったから、存じませんとおつしやればそれまでのことであります。だから私は、答弁は求めないが、

しかしこの点については、方々の予算書を見ますと、たくさん接待費が盛られておるといふ事実、これだけを私は申し上げておきます。

○内藤小委員長 ただいまの件に関連することを質問したいと神田委員から発言を求められておりますので、これを許します。神田君。

○神田(大)小委員 組合費について、補助金以外には監督する権限はないと申されますが、それはその通りだろうと思ひます。しかし今井手委員が言つたように、それでは補助金の適正に使われているかどうかを監督する場合に、一般との関係で、一般の方もある程度目を通さなければ、果して適正であるかどうかといふことはわからないわけでありまして、私は、生産部長なりあるいはその方々の方々は、耕作組合の経費といふものは、どのように使われるかといふことはわかつておると思う。わかつておるが、権限がないから答えないだけで、実情は御承知だろうと思ふ。

実は、昭和三十三年の九月二十七日の読売新聞の神奈川版に出ておるので、神奈川県の大井町耕作組合連合会で、何か二千万円の不正事件が起きました。これについては、どのような調査をしておられるか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○櫻園説明員 神奈川県耕作組合の事件につきましては、東京地方局におきましていろいろと実態を調査いたしておきまして、先般来話は聞いておりますけれども、関係者が起訴されたといふことであります。それから、なぜそういうような事件が起きたかといふことにつきまして

は、新聞紙上等でもすでにいろいろ発表になつておりますので、繰り返して申し上げませんけれども、あの事件が起つたあと、耕作組合に対しての帳簿検査に一応検査庁が参つておりますし、そういう事件は、検査庁の取調べで明らかになりますので、あえて公社といましてやる権限もございませぬが、ただ問題は、耕作者に被害を及ぼす、あるいは耕作組合の受けましたそういうような損失をば、今後耕作者の方へ負担金を命ずるといふようなことがあつては、個々の農家自身、その事件について何ら責任がないのに、そういう負担までさせられるといふことは、今後専売行政の運用上非常に支障を来たすおそれがあります。今後事件をどういふふうに始末するかという点につきましては、東京地方局あるいは秦野の支局と連合会の方と相談を寄り寄りやつていくといふことは、承知いたしておりますけれども、それがどういふふうに最終的に結論になったかといふことは、まだ公社への報告はございませぬが、その点だけ一応申し上げておきます。

○神田(大)小委員 二千万円の損失に對しまして、収納代金から一割ずつを三年間寄付させるというふうなことが伝えられておるのです。これは私は、収納代金から一割ずつ耕作者に負担させて、そういう穴埋めをさせるという感じがいかどうかはわかりませんが、けれども、耕作者が非常に不満を持つておることだけは事実なんです。あの問題は大きい問題で、世間を騒がせた問題ですから、公社の本社でも相当関心を持つておられると思うんですが、これに對して連合会、それから支局の

方といふいろいろな善後策を相談しているといひますが、こういうやり方で処理することに對してどうお考えになるか、お尋ねしたいと思ひます。収納代金から差し引くといふようなやり方はどうですか。

○西山説明員 ただいまのお尋ねにつきましては、私初めてそういう新聞記事の話も伺つたのでありまして、まだ実情を承知いたしておりませんが、一般的に考えますれば、組合の担当者あるいは責任者が誤つていたした損失に對して、耕作者が負担をするといふことは好ましいこととは考えておりませぬ。しかし組合員の了解を得ましてなし得る場合には、それもやむを得ない措置ではないかと考えております。

○神田(大)小委員 ここで大きな問題が出てくるのは、組合員が自発的なやむを得ないといふ解釈です。ここが専売事業の大きな問題点だと思ひます。先ほど大蔵省の監理官も、組合を脱退すればそれでいいじゃないか、こういうことを言われましたが、脱退するといふことは、タバコをもう作らない覚悟をきめなければ、脱退できないのです。これは、一つのほかへ持つていってはおれない専売事業の大きな権力といふものがあるかぶさつておるわけなんです。自主的なといつても、たとえばこういうふうにした方がいいと言われると、組合員は、心の中では非常な反対をしておりながら、そういう不利な立場に追いやられる。いろいろ収納代金の問題、あるいは耕作の問題、あるいはその他のいろいろな問題で不利な立場に追いやられるといふよ

うな考え方を持つていけるので、公平な、反対しなくちゃならぬような事柄も反対できないといふのが、前から問題になつているところで、組合員に自主性を持たせる自由が今ないと思ひます。そういう意味合いにおきまして、専売公社が適正な指導をしないと、組合員の不平といふものは内蔵して、表に出ないで、そのまま行われるべきことが行われなくて、無理が通つていくといふような状態になるのではなからうかと思ひます。この点等につきましては、生産部長もよくおわかりであらうと思ひますから、そういう末端耕作者の不平、あるいは不満をよく見きわめて指導されなければならぬと思ひます。ございませぬけれども、この点は、生産部長やその他の方々がまだよく調べておらないようでございませぬから、この点は後刻また皆さんが調査してからお尋ねしたいと思ひます。

○内藤小委員 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時八分開議

○内藤小委員 休憩前に引き続き、會議を開きます。

たばこ耕作組合法案を議題とし、質疑を続けます。神田大作君。

○神田(大)小委員 午前中井手委員からの質問のうち第八条の三の「葉たばこの生産に必要な肥料その他の資材の共同購入」といふ点についての質問

がありましたが、この点について、二、三生産部長並びに提案者の森山議員に質問します。

私は、現在のようなたばこ専売事業におけるところの独占的な企業においては、その背景となつていゝるたばこ耕作組合が物資の共同購入をやるといふようなことになりましたと、生産者が自由な意思を持つて物を買うことができないことになるんじゃないかといふことが、今までの質疑等におきまして十分証明されたと思ひます。生産部長はどうお考えになりますか、お尋ねします。

○西山説明員 耕作組合がタバコの生産に必要な資材を共同購入するといふことは、現行の専売法のうちにも認められておる事業の一つであります。これが今御審議の過程にあります法人化された場合においても、実態は全く変わりはないと考えておるのであります。

しかしその共同購入の方法につきましては、あくまで耕作者の総意を尊重いたしまして、その決定に待つて実施をするといふことが当然であり、また必要だと考えておるのであります。今日までいろいろお話も伺つておりますが、實際問題といたしましては、組合が共同購入をいたしました結果は、多くの場合においては、価格においても低廉に、しかも時期を失することなく入手いたすことができたと思ひます。これをこれに反しまして、組合がその世話をしたしませんが、場合には、場合によつては相当の不便を生じておるのであります。たとえば、これも午前中お話しに出ました神奈川県の場合の話をお聞きますと、植付なわといふよ

うな特殊な耕作用の資材、これを農協その他の団体において共同購入を求めましても、数量もさほど大量ではありませんし、また取扱ひも不案内でありますので思ひにまかせない、やはりタバコの組合でそういうものを共同購入してほしいといふ意見が出ておるといふことも聞き及んでおるのであります。従いまして、直接タバコの生産に必要な資材につきましては、耕作者をもつて組織いたしております共同組合が互いの利益のためにすることでありまして、組合において共同購入することが望ましいと考えております。

○神田(大)小委員 このタバコ耕作組合が法人化になつて、資材の共同購入といふことになりましたと、一つの商行に私はなると思ひます。今までの任意のタバコ耕作組合の場合には、資材のあつせんといふことをやつておつた。

先ほど部長さんかだれか答弁しましたが、あつせんの場合に、手数料を別途会計にしておくといふんですか、これは私は変だと思ひます。あつせんには手数料はないはずなんです。あつせんといふものは、甲から乙へ品物をあつせんすることです。あつせんして、そのための費用といふものは、賦課金といひますか、そういうものでまかなうというのがあつせん事業の建前であり、あつせんして手数料を取つて、それを別途収支決算をするといふのは、これは私はどうかと思ひます。法人になりますと、私は手数料を取つて、そして商行行為によるところの物資の共同購入といふようなことにならうと思ひます。ございませぬけれども、その点の見解はいかがでございませぬか。

○西山説明員 現在組合がいたしてお

ります共同購入の仕事は、大部分はほとんど手数料も徴しない、組合員の便宜のために取り計らっておる場合が多いのであります。そのかわりに、組合費として必要な経費は耕作者が負担をいたしております。今後ともさような考え方をもちて組合の共同購入はいさす考えでございまして、純然たる商行とみなすことは、いささか當を得ていないと考えております。従いまして、御心配のありますような、法人化せられた耕作組合が共同購入をすることによつて商行に類する仕事をすることというものは、考えられないと思っております。

○神田(大)小委員 法人化された一個の団体が資材の購入をする場合において、これが前もって品物を買つて、あとで希望をとつてそしてやるというやうな場合には、これは往々にして行われることであつて、純然たる耕作者の希望を前もつてとつて、そしてそれによつて物資を購入手、それが入つたならば組合員に分けるというやうなことは、膨大な物資を扱つていられるうちにおいては、それはかりではできないと思つて、これは、場合によれば耕作者の希望がなくとも、ある程度の見積りというものを立てて、そして物資の購入はやると思つて、そうなれば、これは一つの商行が成立するといふやうにわれわれは考へる。そういふやうに商行が成立した場合において、タバコ耕作組合といふものがほんとうに民主的な団体であれば、そういうこともまあよからうと思つて、さういふこともない現段階においては、このタバコ耕作組合といふものは専売公社の監督を受け、補助金をもらつておる、いろいろの面において専売公社の要求を受け入れなくちゃならぬ、さういふやうな立場にある耕作組合が、専売公社の何らの影響もなしに物資の購入をするといふわけにはいかないと思つたので、そこで農民が、あの肥料は耕作組合よりもほかの方から買った方がよいと思つても、買えないといふことになるんじゃないやからうか、さうなると、耕作者が自由な意思でもつて物を購入するといふ立場がゆがめられてくると思ふのです。だから、このやうな大きな権力を背景としておる耕作組合に商行をさせるというものは、耕作者の自由を束縛するものじゃないやからうか、さういふことは、私には考えられませんが、いかがでございませうか。

○西山説明員 共同購入に當りましては、前々申し上げておりましたこと、あらかじめ耕作者個々の希望を取りまとめまして、これを共同購入し配給するといふのが本則だと考へます。ただ、例外的には、多少の見込み違いを生じまして、品物が残るといふやうなケースもあるかと考へますけれども、考へ方といたしましては、今申し上げた方法をどの組合もとつておると考へますので、それが商行に発展をするといふことは、まず少からうと考へております。また専売公社が、共同購入に當りまして、裏面において何らかの影響を及ぼすといふことは、先般来いりのお話も出ておりますが、現在におきましては、現地ににおきましても現状をよく認識いたしまして、改むべきところは改め、今後さうな御懸念の生ずるやうな事態は生じないものと信じております。

○神田(大)小委員 あなたが答弁されるやうなことであれば、何らわれわれは危惧することはないのでございませうが、今まで長い間行われておつたいろいろの事情を見ますと、なかなか生産部長が言われるやうなわけにはいかないのじゃないやからうか。それで、私はこれが一番問題だと思つたのですが、耕作農民が自由な立場に立つてものを買えないといふことができれば、私は問題ないと思ふ。これは、どこから買つたつて差しかないと思ふのです。ただ、そこに専売法の一部改正をして、さういふやうなタバコ耕作組合がほんとうに民主的な、耕作組合の真の代表としての耕作組合になれば、私はそれは言えると思ふのです。しかしながら、現在のまゝの専売法のもとにおける耕作組合であつては、それはできないといふことは、もうはつきりしておると私は思ふので、その点を考慮しなくちゃならぬと思ふのです。これは、何回聞いても、部長の答弁は同じだろうと思つて、非常に重大な問題でもありますが、後刻また質問したいと思つて、次の時間の関係もありまして、次に進みます。

○井手小委員 ちよつと関連して、提案者にお尋ねいたしますが、字句の問題ですが、事業の場合に、第八條第四項の末尾の方に、「その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。」とこゝ書いてあります。ありますね。

○森山欽司君 例としてお話のありました尿素化成が、たとへば六百元で団体協約の締結があつたといつたします。それに対して、具体的な取引を組合員または会員がする、それが五百五十円の場合はどうなるのか。団体協約の内容に従つて締結したものとみなすといふならば、五百五十円では契約ができなくて、六百元にそれが直るのか、さういふ御趣旨のやうに承わりますか。それにつきましては、第八條第一項第十一号に「組合員又は会員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」とありますから、従つて、安いのを買えるといふ場合には、当然団体協約のウチ内にあるものである、さういふやうに考へるわけではございませう。

○神田(大)小委員 あなたが答弁されるやうなことであれば、何らわれわれは危惧することはないのでございませうが、今まで長い間行われておつたいろいろの事情を見ますと、なかなか生産部長が言われるやうなわけにはいかないのじゃないやからうか。それで、私はこれが一番問題だと思つたのですが、耕作農民が自由な立場に立つてものを買えないといふことができれば、私は問題ないと思ふ。これは、どこから買つたつて差しかないと思ふのです。ただ、そこに専売法の一部改正をして、さういふやうなタバコ耕作組合がほんとうに民主的な、耕作組合の真の代表としての耕作組合になれば、私はそれは言えると思ふのです。しかしながら、現在のまゝの専売法のもとにおける耕作組合であつては、それはできないといふことは、もうはつきりしておると私は思ふので、その点を考慮しなくちゃならぬと思ふのです。これは、何回聞いても、部長の答弁は同じだろうと思つて、非常に重大な問題でもありますが、後刻また質問したいと思つて、次の時間の関係もありまして、次に進みます。

○井手小委員 ちよつと関連して、提案者にお尋ねいたしますが、字句の問題ですが、事業の場合に、第八條第四項の末尾の方に、「その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。」とこゝ書いてあります。ありますね。

○森山欽司君 例としてお話のありました尿素化成が、たとへば六百元で団体協約の締結があつたといつたします。それに対して、具体的な取引を組合員または会員がする、それが五百五十円の場合はどうなるのか。団体協約の内容に従つて締結したものとみなすといふならば、五百五十円では契約ができなくて、六百元にそれが直るのか、さういふ御趣旨のやうに承わりますか。それにつきましては、第八條第一項第十一号に「組合員又は会員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」とありますから、従つて、安いのを買えるといふ場合には、当然団体協約のウチ内にあるものである、さういふやうに考へるわけではございませう。

か、さういふ御趣旨のやうに承わりますか。それにつきましては、第八條第一項第十一号に「組合員又は会員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」とありますから、従つて、安いのを買えるといふ場合には、当然団体協約のウチ内にあるものである、さういふやうに考へるわけではございませう。

○井手小委員 小さな熟語のやうな問題ですけれども、私は、これは非常に重大な熟語だと思つております。目的が組合員の経済的地位の改善のための法律である、さういふ規定である、従つて、団体協約よりも有利な契約を組合員がやつた場合には、組合員の契約の方が優先するのだ、さういふ御答弁だつたと思ふ。さうでしよう。もう一ぺん重ねて申し上げますが、経済的地位の改善のために規定が設けられておる、従つて、連合会あるいはその他の上級団体の団体協約よりも組合員の契約の方が有利であるといふ場合には、組合員の契約の方が団体協約よりも優先する、さういふ御答弁でございませうか。

○森山欽司君 ただいま御説明がありましたが、単に価格の面だけで今のやうなお話であれば、一向差しつかえないと思つて、しかし具体的な契約になりますれば、購買の品目、品質、

か、さういふ御趣旨のやうに承わりますか。それにつきましては、第八條第一項第十一号に「組合員又は会員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」とありますから、従つて、安いのを買えるといふ場合には、当然団体協約のウチ内にあるものである、さういふやうに考へるわけではございませう。

○井手小委員 小さな熟語のやうな問題ですけれども、私は、これは非常に重大な熟語だと思つております。目的が組合員の経済的地位の改善のための法律である、さういふ規定である、従つて、団体協約よりも有利な契約を組合員がやつた場合には、組合員の契約の方が優先するのだ、さういふ御答弁だつたと思ふ。さうでしよう。もう一ぺん重ねて申し上げますが、経済的地位の改善のために規定が設けられておる、従つて、連合会あるいはその他の上級団体の団体協約よりも組合員の契約の方が有利であるといふ場合には、組合員の契約の方が団体協約よりも優先する、さういふ御答弁でございませうか。

○森山欽司君 ただいま御説明がありましたが、単に価格の面だけで今のやうなお話であれば、一向差しつかえないと思つて、しかし具体的な契約になりますれば、購買の品目、品質、

購買先等いろいろな条件等が加味されてくると思います。たとえば、値段は安くとも品質が非常に劣る、たとえばタバコのための尿素化は、前作麦の尿素化とは品質が違ふと聞いております。従つて値段も違ふ。そういうようなことで、同じ尿素化であっても、値段が安いからといって、違ふような品質のもので、その方が値段が安いからというだけでは、これは必ずしも経済的地位の改善になつてゐるかどうかは疑問であります。ただ価格だけを離して、全く同一の品質のものであるということになれば、先ほど私が御説明申し上げた通りということで、具体的な場合について判断さるべきじゃないかと思ひます。

○井手小委員 いや、それはあなたの言われるように、前提が違つておれば別ですよ。前提と同じで、会社のレッテルは違ふかもしれないけれども、専売公社の指定する成分であれば、同じ品質だといふねばならぬわけですよ。甘いも辛いものと同じものという前提のもとに、同じ品物を組合員が契約した場合は、団体協約よりも優先する、これは当然だと思ひますけれども、基準という一般的な法律用語でなく、ことさらにここに「内容に従つて」ということを書いたところに何か含みがあるのではないかと、重大な意義があるのではないかと私は思ひましたので、今國運質問でお伺ひしておるわけですが、きつめて良識家といわれる森山議員が、この法律を實際何十年もつと運営されるならば、これは問題はありません、運営する人はまた別であります。憲法の第九条だつて、いろいろな解釈が今日行わ

れておるような状態のもとでは、こういう解釈というものは、はつきりしておかなければならぬと思うのです。別に森山さんに対してどうという意味ではありませんけれども、この点は法制局関係その他から一つ承つておきたい。

その前に、もう言ふねことにしておいたけれども、うしろの方の監理官に一つ承りたい。

○村上説明員 今の井手委員の御質問、なかなかむずかしい問題でございませうけれども、森山議員の言われまじうに、この十一号の団体協約というものは、ちゃんと法律に明示してございますように、経済的地位の改善のためにする団体協約だ、こういうふうになつておるわけでございます。四項でもつてそれに違反するというのは、組合員がいろいろな経済的な取引の実情その他を知らずして、団体協約の相手方にうまうまとやられて不利な契約を結んだという場合に、それが第四項によつて救われる、こういうふうな解釈すれば、私は論理は通ずるのだらうと思ひますが、私は論理は通ずるのだらうと思ひますが、ただ具体的に、何が経済的地位の改善のためにする団体協約かということ、それぞれケースにつきまして、事実関係をよく検討しなければならぬと思ひます。たとえば、従来非常に安い肥料——これはおつしやるように、一定の品質の肥料をダンピングをしておるというふうな場合に、そのダンピングをいたしておる間の価格というものは確かに安い、それで品質もよろしい、それでは、そのダンピングに乗ることが耕作者のためによろしいかと申しま

す、従来の取引競争の例に見ますれば、ダンピングをして競争者をその地区から駆逐したあとにおいては、がぜんとして価格をつり上げるといふような慣例があるわけでございます。ただそのために、一時的には損をしても安い価格で売るといふこともあるわけでございます。それから、現象的に二つの価格を比べてみて、どつちが安いからというだけで、この経済的地位の改善のためにする団体協約であるかどうかという解釈は、ちよつと出てこないものであります。それぞれのケースにつきまして、この法の精神をまともに解釈した場合に、その団体協約がどうかということから、ケースごとに解釈をいたすということ以外にはないのであらうかと存じております。

○井手小委員 私は、きょうはいろいろな場合を予想して、場合によつては当局に立つたつもりで、万全を期する意味でお尋ねをしておるわけですよ。今監理官が後段に言われたように、ダンピングをした場合にはあとがどうなるか、あるいは値段は高くとも、将来の組合の活動というのを考えると、むしろ高い場合でも団体を守るといふのが先ではないか、団体を守るといふことが、経済的地位の最終の目的を達する道ではないか、こういうふうな解釈からすれば、高いものでも買ひべしというところに理屈がなつてくるのです。だから、そういう理屈を持つてくれれば、せつかく安く契約したもので、高い団体協約に従わねばならぬということが通例的に取り行われるおそれがあるから、私は申し上げてゐるわけですよ。この点は、はつきりしなくちゃならぬですよ。内容に従ふということ、は、たとい不利であつても従ふべきだ

といふことであるか、その分は別であるといふのか。この第一項十一号にある「経済的地位の改善のためにする団体協約」これが大きな目的である、こゝろおつしやる。そのまゝ解釈すればいいけれども、この第四項においては、わざわざ「違反する契約の部分」は、と書いてある。価格なんか違つたり、あるいは団体協約と違つた場合には、その分は団体協約に従わねばならぬ、有利であらうと不利であらうと違わねばならぬという正面解釈をするのが、これは正しいと思ひます。そうであるならば、ここに内容に従ふということ、これは私は妥協な文字ではないと思ひます。私が提案者であると考えた場合には、やはりこれはいろいろと検討しなくちゃならぬ用辭だと思ひます。従来協同組合に関する慣例上の法律用語というものは、基準に従つてとある。基準に従ふことが、経済的地位の向上に資するために非常に大きな道をあけてあるんですよ。内容に従ふということになれば、これはもう一分一厘のすきも与えない、びしびしと、たとい不利であらうとも、高い値段であらうともこの内容に従つてというふうな解釈しな

ければならぬと思ひます。それが私は正しいと思ひます。もしそこでばつたりしたところ何ならば、一つ法制局にでもお聞きしたいと思ひますが、これは、森山さん、大事なんですから。

○内藤小委員長 法制局はあとで呼びますから……。

○神田(大)小委員 この法案の第十七条に、役員選挙のことが書いてありますが、このうちの第五項において、「役員」の選挙は、前項の規定にかかわらず、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行ふことができる」とありますが、私は、団体の民主化というものは、やはり公平な役員が選出されることによつて守られておるものですから、こういう団体の役員は、あくまでも投票によつてきめるべきだと思ひます。それを投票によつてきめないで、推薦というふうな形になりますと、情実関係、いろいろの関係がからんで、公平な役員を選任ができずして、こゝでゆがめられてくるのではなからうかと思ひます。どうしてこことさらにここに五項を設けたかという点を、提案者にお尋ねいたします。

○森山(大)小委員 役員選挙は、一人一票の記名投票によることが原則であります。出席組合員全員の同意がある場合は、必ずしもこの方法による必要はないと考へましたので、他の立法例においては、中小企業協同組合に同様の規定もございまして、その例にならぬ方法と考へて、投票にかえて、指名推薦の方法を認めるようにしたわけでありま

す。しかし、あくまでもこの指名推薦の方法は、例外であります。第十七条にも「役員選挙は、無記名投票によつて行ふ」と書いてあります。指名推薦の方法を第五項以下に規定しておるわけでありまして、従つて、もし出席組合員中にこの方法に反対する者が一人でもおりましたら、この方法をとり得ないというところは、もちろんござい

ます。なお、指名推薦の方法による役員選任の場合に、組合員の自由な意見発表が助けられることがないよう

にいたしまして、この場合の要件とい

と、第二に、役員として指名された者を当選者と定めるべきものかどうかについて、再び出席議員の同意の議決を要すること、この二つの要件を充足した場合に限って、被指名人を当選人とするに於いてこの制度の公正を期し、従って、大原則はあくまでも無記名投票というべきであります。一人一票の投票であります。その例外として、こういう便宜措置を設けた、こういうわけでございします。

○神田(大)小委員 ほかの中小企業協同組合とか、あるいはほかの団体にものをしたと申しますが、たばこの専売事業というものは、もうすでに御存じの通り、専売公社以外にタバコを売ることができない。しかも価格は、専売公社がきめた価格、鑑定も専売公社の鑑定した通り、それから標本も専売公社がきめた標本、作る作らせないけれども、専売公社の御上意によってなされなければならぬ、というふうな、一つの独占的なワケに入っておる組合が、民主的にどうしても耕作者の利益を守るためには——これはほかの法案とは違ひの点です。ほかの団体と非常に性格を異にしておると思ひます。そういうふうな中にあると民主化を貫くためには、これはあくまでも選挙というものの本筋を貫いておかねばという、あとで大きな、民主的な団体が非民主的な団体になるおそれがあると思ひます。御存じの通り、総会等になりますと、専売公社から御臨席になりますその人の顔を見ただけでも、耕作者は、これは大へんだと思つておるのでございしますから、とてもそこへ御意に反するような発言をすると、これは大へんなことにな

る、そういう非常に事大主義的な考え方を持っておる農民が多いのでございしますから、だれかがこれはどうだ、めんどろくさいから一つ推選にしようじゃないかというふうになると、だれも黙つてそのまゝになつてしまふというふうになり、ゆがめられるおそれがあるのじゃないかと私は思ひます。であります。提案者は、そういう特殊な性格であるというところをお考えになつて、これをきめられたかどうか、お尋ねします。

○森山欽司君 先ほど申し上げましたように、組合員全員の同意があつた場合は、必ずしもこの方法による必要はないから、便宜の例外措置として、この種の規定を設けたというところであります。ただ専売公社、あるいは現在の耕作組合をもつて、直ちにこれを全体として非民主的であるというふうになり、めつつけるということについては、私は同意をいたしかねます。しかし、ただいま神田委員からお話しがあつたやうに、それがそういう非民主的なやり方でゆがめられて適用されるおそれはないかという場合について、一考に値するのじゃないかという程度には考へておるわけでございします。審議の過程において、なお検討してみたいと思ひます。

○神田(大)小委員 検討するといふお言葉でございしますれば、検討された結果において、また御質問を申し上げたいと思ひます。

次に、代議員制度でございします。第三十七条でございしますが、「組合員の総数が三百人を超える地区組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。」

というところでございまして、この代議員会といふものが、総会にかわつていろいろの決議ができる。役員を選任もこれではできないのじゃないかと思ひますが、五十人未満の代議員でもつて、いろいろと役員を選挙等が行われるといふことになりまして、これは、やはりいろいろと情実因縁がからまつてくるおそれがあるのではなからうかと思ひます。その中で、私は、代議員会といふやうなものが必要はない、あくまでも総会でもつて物事は審議すべきである、こう考へるのでございしますが、この点、提案者はどうお考えでありますか。

○森山欽司君 三十七条に代議員会に関する規定があるわけでございします。が、この代議員会は、農協等の団体に於いての総代会に相当する、条文に明らかな通り、総会にかわる機関であります。地区のタバコ組合は、多数の組合員を擁している、しかもその地区が広範にわたつておる、最近の組合の統合等によりまして、数千名に及ぶ総組合員を擁するような場合もあるわけですから、そういう多数の組合員が一堂に会して総会を持つといふことは、これは実行上容易じゃないわけですから、これに要する経費等も多額に上りますので、定款に定める特に基本的重要事項を除いては、代議員会でもつて議決できるといふふうにしたわけでありまして、この制度は、他の団体でも認められておる制度でありまして、この法律では、三百名以上の組合についてのみこれを認める。これは、農協関係は五百名以上、水産関係は二百名以上、森林関係は三百名以上、中小企業等協同組合が二百名以上ですが、大体総代とか代議員とか、そういうやうな言葉を

用いているわけであります。その定数の最低基準につきましては、千人未満の地区組合に於いては四十人、千人以上の地区組合に於いては五十人ということにして、さらに組合の実情に応じて定数をもつて定めるようにしていただくこととございします。でありますから、総会で万事も言われまして、これはただいま申し上げましたように、実行上非常に困難であるという点、それから非常に金食うというやうな点、従つて同様な意味で農林、水産、森林、中小企業等、全部同じやうな立法例を持つておるので、私はこの規定は必要な規定である、そういうふうに考へております。

○神田(大)小委員 これは、前の条文にもあります通り、タバコ耕作組合をい、いわゆる専売公社の定める地域とすることにして、今まで町村単位にあつた組合を、専売支局あるいは出張所単位の大きなものにまとめたのでありますから、組合員といふものは、非常に膨大なものになつてくると思ひます。私は、この区域といふもの、何も支局、出張所単位にする必要もないのでございまして、町村単位であれば、私はよいのじゃないかと思ひます。そういう場合を考へてみますと、必ずしも総会が開けないといふやうな、そういう人数になるとは思われません。私は、組合員が、民主的な組合であればあるほど総会に出席して、それをしてそこで自由な発言をすることによつて、組合といふものは民主的に発展するんじゃないかと思ひます。それを、五十人なりあるいは三十人なりをいいたしますと、往々にして組合がゆがめられていくおそれがあると思ひます。それから、私は、専売事業といふやうな特殊な性格にかんがみまして、やはり一年一回の総会を開催し、そこでもつて重要な議案を審議するといふのが筋じゃないかと思ひます。特に役員選挙の場合も、この代議員会においてやることのできるのかどうか、そういう点も、一つ特別にお尋ね申し上げます。

○森山欽司君 具体的に申し上げますと、私の出身地の栃木県の北の方、那須の方です。たとえば馬頭という在来種で日本一の名栗産地があります。ここで、従来六カ町村ほどの組合に分れておつたわけですから、その五カ町村が合体して、二千五百人ほどの組合員がおるわけですから、二千五百人の組合員が、事実上の地区で一堂に会するといふことはちよつと不可能です。そういうことではありますから、総会を開いてやつた方がよろしいとおしやるけれども、それはむづかしいというふうになり、これは、この前の小委員会でも議論が出て、その点についての見解は私から申し上げたので、今あらためて繰り返さないわけでありまして、で、総会の議決を経るべき事項といふものが、総会にかわることができるということになつておるわけでございします。役員につきましても、これは総会の投票によつてきめられます。また総会外においても、これをきめることができるというやうな規定があつたと思ひます。これは、投票所を設けてというやうなことで、他にも立法例があるわけですから、さらに代議員会で役員を選任するといふこともできるといふふうにお考へておりますが、こ

の点について、法制局の意見も徴してみたいと思います。

○神田(大)小委員 代議員会で役員がきめられるかきめられないかというところは、明記がないと思う。これでもってすると、代議員会でも總會にかわるのだから、役員を選挙することができるといふ解決も下されるのじゃないかと私は思うので、これは非常に大事なところだと思ふのです。三十人ぐらいの代議員でもって理事、監事の役員がきめられることになりまして、これは非常に重大な問題になってくると思うので、その点をもっとはっきりと御答弁をお願いしたいと思います。

〔速記中止〕

○内藤小委員長 速記を始めて下さい。

○井手小委員 きようは、総裁は午後は見えないですね。

○内藤小委員長 参議院です。

○井手小委員 それじゃしようがない、監理官、あなたから一つ……。この組合設立に関連してお尋ねをいたしますが、この組合というのは、専売公社の協力機関というのですか、耕作者の自主的な機関という立場の重要性から、法的根拠を与えるということですか。

○村上説明員 私思いますのに、一般に、耕作者というふうな弱い立場を持つた連中の相互扶助を目的とするという組合というのは、そうした弱い地位を守るための自主的団体である、こういうふうな解釈いたしておられます。○井手小委員 そうであらうと思つておられます。

が、組合に對する監督権というものは、どこにあるのが正しいのでございましょうか。行政官庁が正しいのか、公社が正しいのか。公社が安く買い上げると、耕作者の不利になることは申すまでもございませぬ。耕作権だつて、公社側は、毎年々々公社側の都合のいいように、短期間に公社側の事由によつて耕作を免許したり、取り上げたりすることが都合がいいでしょう。しかし、そうすることは耕作者の耕作の安定、地位の安定を期する道ではないと思ふ。いろいろな面から考えますと、ある部分においては、公社側と耕作者の意見が一致する場合もあるかもしれないけれども、目の前の経済的利害關係になりますと、相反する場合が非常に多いと私は思ふ。そうなりますと、この自主的な組合である耕作組合に對して、相手方、たとえば使用人ともいへば、労働者対資本家ともいへば、公社側の監督を受けるというところが正しいかどうか、私はこの点が非常に大事だと思ふのです。なるほどほかの協同組合の場合でも、設立した場合は、あるいは定款の変更をした場合には、農林大臣の認可を受けなくちゃならぬとあります。これは行政官庁が認可をする。農民を保護するために、組合の運営がうまくいくように、正しい定款を作つておるかどうかという意味で、指導助成の意味で認可の規定がある。ところが今回は、使う立場の公社側が監督をする、認可をする、不認可をするというこの規定が妥当であるかどうか、その点についてあなたの御意見を承わりたい。

○村上説明員 公社が耕作者に對して

非常にこわいものだという前提でお話をされるのでありますけれども、たとへば、普通の農業協同組合に屬してあります組合員も、米を作つております。その米は、いわばほかのところには売れないで、食糧特別会計に売らねばならぬという場合に、その農業協同組合をだれが監督しておるかといへば、農林省が監督しておるわけですね。米に對する農林省のごとき立場のものはいかといへば、それは、やはり葉タバコ耕作者に對する公社という關係と申してよいのじゃないかと思ふ。それは、公社は皆さん大いに善意で、何も葉タバコは必ず買いたく、上意上意というわけじゃございせんので、そこところは、非常に角立つてお話を承わると工合が悪いわけですから、公社といたしまして、いい葉タバコが能率よくできなければ、これは専売事業にとつて工合悪いわけございまして、やはり車の両輪みたいな、どつちが敵だという間柄ではございせんので、そういうふうになごやかに考へていただきますと、米における農業協同組合に對する農林省のごとき、葉タバコに對する公社というふうな關係でよいのじゃないか、こういうふうな思ひます。

○井手小委員 監理官のように仏様のような人がおれば、別に刑法も何も要らぬわけですね。労働組合法も何も要らないのですよ。そこがなかなかむずかしいのです。私は、何も今の専売公社の人がこわいとは思つておりません。きわめて紳士だと思つております。ところが、あなたもおつしやるように、どの場合だつて、弱者の立場を保護しようというのが組合法なんです。

す。そうすると、公社の立場というものはある場合には、先刻言つたように、大目的には一致するかもしれないけれども、経済行為、収納価格の問題——収納価格はどこが適正かということについては、非常に問題があると思ふ。いづれにしても、公社側が安く買えば耕作者は歩が悪い、耕作権だつて先ほど申し上げた通りです。大体監督権、認可権というものは、原則論として、行政法上公社が持つべきものじゃないか、行政官庁が持つべきものである。あなたがおつしやつたように、民主的団体だ、自主的団体だ。その自主的団体であるならば、弱い耕作者が団体を作つて団体協約をしよ、団体交渉をしよ、そういう建前、すなわち、その団体交渉がどの程度までのものかについては、なおここで明らかにされておられませんけれども、そういう目的の耕作組合法に對して、耕作させる立場の公社がこれを監督する、認可する、認可の権限をいつというのか。そこで、監督権は行政官庁が持つべきものじゃないかというのが第一点。

第二点は、公社がそういうものを認可したり監督したり——ある面においては、それは監督と似たようなものがあるかもしれないけれども、設立その他については公社側が認可するなどということは、あり得ないと私は考えます。私は認可ではなくて、公社側ならば届出制にすべきである、届出制にするによつて、初めて民主的団体の態勢が整う。いわゆる法律に定める要件を備えておれば、これは法人格に

なつていいはずなんです。それを、公社が認可権を持つというところは間違いないか。だから、第一は行政法上の問題、第二は實際上の問題、この点について、あなたの御意見を承わりたい。

○村上説明員 先ほど弱小の耕作者が集まつて、これに團結権を与える、自由の目的から生まれたのが耕作組合だと申し上げましたが、これには、少し私の言葉の説明が十分でなかつたかと思ふのでございまして、こうした弱小事業者というものに團結権を与える、これは何のために与えるか、どういふ場合に与えるかということから考えてみたいと思ふのであります。これは、アメリカ流な経済民主主義の理論から出ておるわけでございます。要するに、私経済的な取引行為における、大きな事業能力を持った企業と弱小な事業能力しか持たない事業者との間の競争が公正に行われないというところから、そういう弱小のものがたぐさん集まつて團結すれば一対一としての能力が生ずる、そこで、そういうふうな私経済的な競争場裏において十分對抗していける、こういうふうな目的から協同組合というものが生まれ、それが独占禁止法の例外になつておる、私はこういうふうなことに解しておる。だから、公社と耕作者の關係はどうかというところになりますと、これは御存じのように、國に屬する専売権を公社が行使しておるわけでございますから、いわばこれは公権的な作用の発露でございまして、また、この許可をしたといういは買上げたり、値段をきめたりという一つにつきましては、それがもう一方的だという御批判に對しては、また別個にお答えしたいと思ひま

すけれども、とにかく公権的な専売権の行使をやっておるわけでありませう。これについて、一般の私経済における競争理論の例外を適用しようとするのは、非常に論理の筋違いでございまして、そういう意味から、この前にもちよつと問題になったかと思つたのであります。第八條、一項の十一号の団体交渉の相手方としては、たとえば、専売権の行使に対して十一号を發動するといふことはあり得ないじやないかと

のものと云ふことでございしますが、これは、行政権を行使する政府関係機関として、国に属する専売権の行使をやつておる行政権の主体だと考えておられます。

○井手小委員 専売公社は事業をやつておる公社です。その点は、私はあなたとはまださらに明らかにしたい点がたくさんありますから、これはあとにしますが、民主的、自主的の団体が認可を受ける——あなたは盛んに専売権の行使だ、公法上の権力を行使するんだ、公権の行使だ、こうおっしゃりますけれども、専売権の行使だつて、勝手に

り、鑑定課長であれば差しつかえない。實際は、そういうふうにはいかぬところにむずかしさがあり、こういう法律案が出てくるわけですね。それじゃあなたは、作らせる公社と、お世話になつておるといふと語弊があるかもしれないませんが、とにかく耕作者は、お上にお世話になつておると申しております。お世話になつておると者の立場から、そのお上に対して組合を認可してもらふといふことは、少々筋違ひといひお思ひになりますか。いわゆる定款に定める要件を備えておれば、直接関係のある相手方であるならば、届け出でいいはずですね。何もそんなに認可などというむずかしい言葉は、私は要らぬと思ふ。もし認可であれば、それは大蔵省なり農林省が正しいと思ふ。先刻米のお話もありましたが、それは、私はあなたの考へとは違ひるので、議論になりますから触れません。

から、この法文の四十一條にも、「次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしなければならぬ」といふうな種別規定の規定がしてございませう。従つて、次の資格条項に該当しなければ認可をしなければならぬのだといふうな書き方は、これは、そういうふうな利害関係の対立といふことから、公社に不当な監督権を与えらるゝといふうなことはならぬのじやないかと私は思ふのでございませう。一般的に見て、公社が監督権を持つては、いいかどうかといふ問題につきましても、私も私、井手委員のおっしゃる通りに、農林省の米と農業協同組合という関係と本質的に違ひものがあるといふふうには、私はまだ考へておりませんので、その点を一つ御了承願ひます。

○森山欽司君 役員の選任は、代議員会においてもできるということですが、他の立法例としては、中小企業等協同組合法等にその立法例があります。

○神田(大)小委員 三十人か四十人の代議員で役員を選任することができるといふことになると、選挙という精神が、そこでほとんどなくなつてしまふと思ふ。代議員にこういうふうな権限の与えられるようなことは、このたばこ耕作組合法を非常に民主的なものでなくしてしまふと思ふ。この点は、役員の選挙は総会における選挙によつてこれを行ふといふことを、どうしてもここではずりときせなくてはならぬのではないかと考へるのですが、この点、提案者の御意見を伺ひます。

という説明もあつたかと思ふのでありますが、私はそういう意味において、公社と耕作者との関係において、弱小の耕作者を保護するためにこの組合ができてゐるわけではないので、弱小の耕作者が一般的の私経済的な取引の分野において、ほかの大企業と格差を生ずる競争能力を補うために、同結権を与えたものだ、こういうふうな立場から申し上げますと、利害関係の対立という公社が監督権を持つたんだという、そういう論理の矛盾にはならぬかと思ふのでございませう。その点は、もちろん法制通の井手先生がよく御存じのことだろふと思ふのでございませうが、理論的には、私は私はいふふうにとつて差はつかないと思ふ。それと、実体的な関係は、先ほど申し上げましたように、米を一手に買い上げておる農林省だつて、そういう意味においては、利害関係は相対立するわけでありませうが、農業協同組合に対する監督権を持つておるじやないか、こう申し上げたつもりでございませう。

は、私は組合の同結権の目標だと思ふのです。この点は、私、議論になりますから、これ以上申し上げません。私はほんとうの組合法であり、民主的、自主的の組合の立場から申しますならば、この法文に——これは法文の内容にはなつておりません、ただ解釈としてお話しになりましたけれども、ただ共同購入その他についての団体協約だ、いわゆる専売公社に対してはしないのだ、こういうふうなことを前から提案者も申されておるし、専売公社もさようにおっしゃつた。しかし、本来弱い者が団結して団体協約を結ぶといふような場合には、私は、一番の目標は相手方の専売公社でなくちやならぬと思ふ。そうでなくしては、ほんとうに経済的地位の安定向上をはかることはできない。それは、あなたのような立場のようにな人が専売公社の總裁であ

○村上説明員 ちよつと御質問いたしたのですが、認可とは何条のことを言つておられますか。

○井手小委員 設立の認可、定款変更の認可です。監督は、總体的なこれを含めた監督の問題。まず第四十一條、それから定款変更の場合の三十三條です。

○森山欽司君 役員の選任について、直接の選挙、すなわち総会における選挙、あるいは総会外において投票所を設けて行ふ選挙の二つあることは、先ほど申し上げた通りでございませう。さらに、現在のたばこ耕作組合法案の解からいたしますと、三十七條の第六項に「代議員会については、総会に関する規定を準用する。」それから第七項に「代議員会においては、前項の規定にかかわらず、代議員の選挙並びに第三十五條第一号及び第二号の事項について議決することができなす」といふことを裏面から解釈いたしますと、役員は選挙は、代議員会においてもこれをやることのできるというふうな解釈をいたします。

○神田(大)小委員 役員の選挙は、代議員会においてもできるというわけですか。

○森山欽司君 なお役員選任について、補足したことを先に申し上げますと、第十五條の定款に関する規定の第八号に、「役員は定款、任期及び選挙に関する規定」といふふうなものは、定款で定めることになつております。これについて、定款において直接選挙に限るといふような規定をすることもできます。それでは、法制局の考へである上において、直接選挙の方法ではなく、代議員会において間接選挙の方法によつて役員を選任する方法がある、それは非民主的であるという御見解であるかもしやせん。選挙の方法として直接選挙、間接選挙の方法は、一般論としてありますが、間接選挙の方法が必ずしも非民主的な方法であるといふふうには、私は考へないわけでございます。

○井手小委員 公社というのは、どういう性格ですか、そういう行政法上認可権といふものは……。

○村上説明員 行政法上どういふ性格

のものと云ふことでございしますが、これは、行政権を行使する政府関係機関として、国に属する専売権の行使をやつておる行政権の主体だと考えておられます。

○村上説明員 四十一條の設立の認可の問題でございませうけれども、おっしゃいますように、公社が耕作者と利害関係が対立しておるのだ、従つて認可をばはむのだといふことならば、もとよりいふ法律は出さなければ、も

○神田(大)小委員 役員の選挙は、代議員会においてもできるというわけですか。

○神田(大)小委員 団体の公平な運営

をするのは、役員にあるのでございませう。この役員の選任が組合員の一人々々の意思によつて定められるというところが、大前提でなければならぬと思ふ。これが、三十人や四十人の代議員によつて間接的に定められるというところは、耕作組合が正当なものであるとして育つていくのに大きな障害になると私は思ふ。この点は、ぜひ再考を促したいと思ふ。また総会をやるのに、千人も二千人もでいろいろ設備もないし、できないと言われますが、私は、組合員が年に一回総会に集まつていろいろと議論をするところに、初めて組合員の意思というものが通ずるのでございまして、そういうふうなものでつもない大きなものに末端組合をしていくというところは、私はまずいのではないかと申す。少くとも末端の組合は、総会ができるくらいに範囲の規模の組合でなければならぬというふうな考へております。ほんとうにタバコ耕作組合が組合員の一人々々の意思を尊重するならば、総会というものがちゃんと開かれるような範囲のものにすべきであらうと思ふ。そうして、そこでもって、民主的な選挙によつて役員を選出するというところによつて、タバコ耕作組合はだんだんとつばななものになつていくと思ふのです。一部の人の人たによつてゆがめられるおそれのあるようなそういうやり方は、この際私は好ましくないのではなからうか、こう思ふますが、この点、どうお考えになりますか。

●森山欽司君 役員の選任について、直接選挙がいいか間接選挙がいいかというわけでありますが、この法律では、直接選挙の道も開かれておる、従つて総会で選任する、総会以外に投票場を設けて選任する、あるいはまた代議員会において間接選挙による方法も認められている、さらに定款によつて、いずれの方法をとるかという規定もできる、こういうような建前になつておるわけでありまして。間接選挙と直接選挙と、選挙の方法には二通りの方法があつて、間接選挙が直接選挙に比して非民主的であるというふうには、私は考えません。しかし、間接選挙の場合については、そういう御懸念があるという御意見は承わつておきます。

●神田(大)小委員 私は、ほかにもたくさん質問がありますが、あとで懇談会をする時間がなくなるといけませんから、この程度にしたいと思ふますが、井手委員が先ほど質問いたしました監督権の問題でございまして、先ほど農林省において、米の場合もそうではないかという監督官の御意見でございまして、私は、米の場合、これははいわば末端においては、米というものは協同組合へも売ることができ、あるいは商人にも売ることができ、それが気に入らなければ、自分で食べてしまふこともできるし、あるいはいもつとタバコの場合よりも、そういう点においてはゆるやかだと思ふのです。タバコの場合は、これは必ず専売公社に何でもかんでも売り渡さなければならぬというそういう特殊な事情に立つておるので、私は、農林省における米の場合と違ふのではなからうかと思ふのでございしますが、この点は、どうお考えになりますか。

●村上説明員 食管法における米とたばこ専売法における葉タバコと、法的にこまかい区別をいたしますと、ある程度異なる事項があるかと思ふのでございしますが、ただ食管特別会計以外に売つてはいかぬ、あるいは食管特別会計が価格をきめるというふうな、そういう意味における売れるものと買ふものとの関係につきましては、そんなに本質的に、葉タバコにおける耕作者と専売公社との間に異なるものはないではないかというところを申し上げたのであります。それは、米は食べてもいいわけでございますけれども、自家用として認められているものを以外につきましては、売ろうと思へば食管にしか売れないわけでございます。タバコにつきましても、これは、自分のところで食うわけにはいきませんけれども、売ろうとすれば専売にしか売れないわけであり、また専売公社としても、できたものはみな買わねばならぬということになつております。一方的に価格をきめるということも大体同じということから申しますと、取引における売手と買手というふうなそういう関係としては、大体類似しておるのではないかと申すことを申し上げたのであります。

●神田(大)小委員 それでは、いま一点だけお尋ねいたします。監督官はそういうわけですが、タバコの場合における一つのきつさとしてタバコ耕作と、いう専売事業としてのタバコ耕作と、いろいろの面において、なるほど食管によつてしばられてはおりますけれども、米の場合における自家用が許されておる、そういう点からいいますと、きつさというものは私は違ふと思ふ。またいろいろ等級面とか、あるいは検査の方法とか、耕作権の問題とか、そういう面においても、何も米を作るのに一々許可をするのじゃないのですから、そういう点においても、私は違つてくると思ふので、きつさの点において、私は米の場合がどうか、タバコの場合がどうか、いいじゃないかというふうなことは、常識的にわれわれは納得できない点があるわけですね。監督官のいわれたような理屈は成り立つてはよろしい。しかし、それだからといって、米の場合と同じようにしていいのだということは、常識的にまだ必ずしも納得できないのです。

それから戻りますが、先ほどの役員の問題ですが、代議員でもつて選任できる、これは間接選挙であるが、間接選挙がいいか、直接選挙がいいかというところは、いえない、こういわれますけれども、私は、やはりたばこ耕作組合のような、そういうような専売品であればこそ、私は、民主的な方法による直接選挙によつて役員を選出をして、そして民主的に運営されるというよりは、一本の筋をあくまでも貫くということが、耕作組合を守つていく大きな問題じゃなからうかと思ふのです。この点は、先ごろ農林水産委員会において、農業委員会の一部改正法案がありまして、農業委員というものを、これは一つの部落推薦にするか、それとも選挙にするかというところで、自民党の方とわれわれとがいふ議論をいたしまして、結局においては、これは選挙にする、選挙にするというところによつて、農業委員会は民主的な運営を守つていくことになつたわけですね。そういうことからいいますと、私は、今度の場合は、二十人や三十人の代議員会でもつて役員を選ぶという方法は、避けなければならぬという強い考えを持っておりますので、提案者におきまして、この点はぜひ再考されたいと思ふのであります。

●内藤小委員長 お諮りいたします。この際、審議の便宜上、懇談会に移りたいと存じます。御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

●内藤小委員長 御異議なしと認めます。それではこれより懇談会に入ることいたします。

〔午後三時二十八分懇談会に入る〕
〔午後四時四十六分懇談会を終る〕

●内藤小委員長 これにて懇談会を終りました。本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会